

# 外貨定期預金

平成 30 年 4 月 2 日

1.商品名	・外貨定期預金
2.取扱店	・本店（その他の店舗については、お取次ぎ扱いとなります。）
3.販売対象	・個人及び法人
4.期間	・原則、1か月、2か月、3か月、6か月、 上記以外の期間をご希望の場合は、個別にご相談下さい。
5.預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入通貨 (4) 預入単位	・一括預入 ・原則 10,000米ドル以上の整数倍 ・米ドル ・1補助通貨単位
6.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。 ・自動継続、満期日自動継続の取扱はできません。
7.利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を10通貨単位とした1年を365日とする日割計算
8.税金	(個人) ・利息は一律20%の源泉分離課税(マル優の適用は受けられません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・為替差益は雑所得として総合課税(年収2,000万円以下の給与所得者で差益を含め給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要) ・為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。(他の所得との損益通算はできません。) (一般法人) ・総合課税となります。 ・為替差損益は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。
9.手数料	・外貨普通預金と同じ。
10.付加できる特約事項	・ございません。
11.中途解約の取扱い	・中途解約はできませんので、ご了承下さい。 ・万が一、当金庫がやむをえないものと認めて中途解約となった場合、解約日までの利率は、当金庫所定の利率となり、また、為替予約を当金庫と締結されている場合は、当金庫所定の手数料及び解約に伴い当金庫に生じた損害についてご負担いただきます。
12.為替変動リスク	・この預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動によって満期日の払戻円貨額または払戻円換算額が預入円貨額または預入円換算額を下回る場合があります。

次のページに続きます。

13. 預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の保護対象とならない預金です。</li> <li>・ 元本とその利息については、概算払い率に応じて払戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。</li> </ul>
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-31-3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出いただくことも可能です。</li> <li>・ 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、②第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、③第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入後、先物為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。</li> <li>・ マル優の取扱いはできません。</li> <li>・ 利率については、窓口までお問い合わせ下さい。</li> </ul>